

## 平成28年度島根支部収支について

平成29年7月20日 平成29年度第2回評議会

# 平成28年度島根支部収支

(単位：百万円)

		全国計	島根支部
収入	保険料収入	8,414,171	51,583
	一般分	8,410,702	51,562
	その他収入	17,878	117
	債権回収以外	7,193	44
	債権回収	10,685	73
	<b>計</b>	<b>8,432,049</b>	<b>51,700</b>
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	4,339,502	26,718
	医療給付費（国庫補助を除く）（A）－（B）	4,339,502	31,204
	医療給付費（国庫補助を除く）（A）	4,341,333	31,204
	波及増分（国庫補助を除く）（B）	1,831	0
	年齢調整額	0	▲ 1,107
	所得調整額	0	▲ 2,928
	激変緩和	0	▲ 451
	現金給付費等（国庫補助等を除く）	383,629	2,331
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	3,042,757	18,486
	業務経費（国庫補助を除く）	107,553	653
	一般管理費（国庫補助を除く）	31,244	190
	その他支出	28,629	174
	平成26年度の収支差の精算	0	212
特別計上分（業務経費の別掲）	69	2	
	<b>計</b>	<b>7,933,382</b>	<b>48,766</b>
収支差	<b>計</b>	<b>498,667</b>	<b>2,934</b>
	全国平均分	498,667	3,030
	地域差分	0	▲ 96

## 収支差（地域差分）の保険料率換算【参考値】

支部別収支差 （地域差分） （百万円）	総報酬額 （28年度実績） （百万円）	保険料率換算 （％）
▲ 96	511,017	▲ 0.02

(注)

1. 平成30年度の保険料率の算定においては、平成28年度の都道府県ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

2. 平成30年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、平成28年度の支部の収支差（地域差分）を平成30年度の総報酬額の見込額で除したものであるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を平成28年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なる。

1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を出す支部。

2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

3. 医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成28年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. 「平成26年度の収支差の精算」は、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則135条の7に基づき行うもの）を表す。

5. 国の年金特別会計に係る分及び東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B）が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

## (参考) 過去5年間の島根支部収支

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収入 (計)	48,407	49,323	49,835	51,320	50,836	51,700
支出 (計)	47,068	47,106	48,735	49,096	50,680	48,766
収支差①	1,339	2,217	1,100	2,224	156	2,934
全国平均分②	1,359	2,241	1,239	2,437	283	3,030
地域差分 (① - ②)	▲ 20	▲ 24	▲ 138	▲ 212	▲ 127	▲ 96
医療給付費等地域差分	▲ 20	▲ 24	▲ 88	▲ 88	▲ 127	▲ 96
保険料率凍結時の要精算分	—	—	▲ 50	▲ 125	—	—

(注)

1. 「医療給付費等地域差分」とは、加入者1人当たり医療給付費（全国平均との差分）の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す。
2. 平成25年度、平成26年度地域差分の内訳にある「保険料率凍結時の要精算分」とは、各年度の都道府県単位保険料率の凍結に際し、料率凍結のために配分した準備金取崩し額と準備金取崩し総額を料率算定時の総報酬で案分した額との差額である。
3. 端数計算により各数値の合計が一致しないことがある。